公益社団法人福山観光コンベンション協会コンベンション助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　公益社団法人福山観光コンベンション協会（以下「協会」という）は、コンベンションの開催により福山市への経済波及効果をもたらし、地域の活性化をはかることを目的にコンベンション主催者の費用負担を軽減させ本市でコンベンションを開催することに優位性をもたせるため、予算の範囲内でコンベンション助成金（以下「助成金」という）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「コンベンション」とは、大会・学会・会議・スポーツ大会・展示見本市をいう。

(2) 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿等、旅館業法に基づき営業許可を得た施設をいう。

(3) シャトルバスとは、コンベンション会場と駅、空港等の交通拠点または会場間を参加者が移動するために主催者が手配し運行するバスをいう。

(4) プレ・ポストプログラムバスとは、主催者が企画し大会開催中や開催前後に行う観光旅行のために手配するバスをいう。

(5) 海外からの参加者は、当該コンベンションを目的として居住する国から日本へ入国した参加者をいう。

（助成金）

第３条　この要綱において「助成金」とは、コンベンション開催助成金（以下「開催助成金」という）、シャトルバス助成金、プレ・ポストプログラムバス助成金及び国際会議助成金をいう。

（対象とするコンベンション等）

第４条　助成金の交付対象とするコンベンションは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、協会会長（以下「会長」という）が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

1. 主な会場及び宿泊地が福山市内であること
2. 広島県以外の広域から参加者が参集し、市内宿泊施設に宿泊する県外からの宿泊者数が延べ３０人（スポーツ大会は５０人）以上あること
3. 国又は地方公共団体の主催でないもの
4. 福山市から助成金等の交付を受けていないもの
5. 興行及び営利を目的としないもの

(6) 政治的又は宗教的活動を主たる目的としないもの

(7) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないもの

２　助成金の交付対象とする国際会議は、前号の要件に加え次に掲げる要件を満たすものとする。

1. 参加者総数50人以上、かつ日本を含む3ヵ国以上からの参加があるコンベンション

のうちスポーツ大会を除いたもの

３　助成金の交付対象とするシャトルバスは、市内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両（大型、中型、小型、マイクロ）を利用するものとする。

４　助成金の交付対象とするプレ・ポストプログラムバスは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

1. 市内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス車両（大型、中型、小型、マイクロ）を利用するもの
2. 市内を出発地とし、かつ市内の観光施設等を1か所以上訪問する行程であるもの

（助成対象者）

第５条　開催助成金の交付を受けるものは、当該コンベンションの主催者とする。

２　シャトルバス助成金、プレ・ポストプログラムバス助成金及び国際会議助成金の交付を受ける者は、開催助成金の交付決定の対象者のうちスポーツ大会主催者を除いた者とする。

（対象経費）

第６条　シャトルバス補助金、プレ・ポストプログラムバス助成金の交付対象となる経費は、バス借り上げ経費とする。

（助成金の額）

第７条　開催助成金の額は、別表１に掲げるコンベンション参加者の県外からの宿泊延べ人数に応じて、同表右欄に掲げる額とする。

２　シャトルバス助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし1台につき1日5万円を上限とする。また、コンベンション参加者の人数に応じ別表２に掲げる台数を上限とし、1コンベンションあたりの上限は25万円とする。

３　プレ・ポストプログラムバス助成金の額は、助成対象経費の実支出額とし1台につき1日5万円を上限とする。また、プレ・ポストプログラム参加者の人数に応じ別表３に掲げる台数を上限とし、1コンベンションあたりの上限は25万円とする。

４　国際会議助成金の額は、海外からの参加者1人につき５０００円を乗じた金額とし、1コンベンションあたりの上限は35万円とする。

５　前４項の規定に係らず助成金の額は、収入が支出のうち開催に要する費用を越えない限度とする。

（助成金の交付申請）

第８条　助成金の交付を受けようとするコンベンション主催者（以下「主催者」という）は、コンベンション開催の１カ月前までに次の各号に掲げる書類各１部を会長に提出するものとする。ただし、会長が特に必要と認めたときは、当該期限を変更することができる。

1. コンベンション助成金交付申請書（様式第１号）
2. 事業計画書（様式第２号）
3. 収支予算書（様式第３号）
4. 参加者宿泊予定書（様式第４号）

（助成金の交付決定）

第９条　会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付するべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、コンベンション助成金交付決定通知書（様式第９号）により主催者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第１０号　申請者は、助成金交付の決定を受けたコンベンションの内容、経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするとき、当該コンベンションを中止しようとするとき、及び助成金交付の申請を取下げしようとするときは、コンベンション変更承認申請書（様式第５号）を会長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（実績報告及び請求）

第１１条　主催者は、コンベンション終了後1カ月以内に、コンベンション助成金交付実績報告書兼請求書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類各１部及び指定の添付資料を添えて速やかに会長に提出しなければならない。

1. 収支決算書（様式第７号）
2. 参加者宿泊確認書（様式第８号）
3. 海外参加者確認書（様式第１１号）

（助成金額の確定及び交付）

第１２条　会長は、前条の実績報告書兼請求書を受理したときは、当該報告書を調査し、報告に係わる成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付する助成金の額を確定し、コンベンション助成金交付確定通知書（様式第１０号）により主催者に通知し、助成金を交付するものとする。

（助成金交付の取消し及び返還請求）

第１３条　会長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。

２　助成金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した助成金の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

（補足）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協会が定める。

附 則

この要綱は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条に規定する助成金に係る交付申請の手続きは、２０１７年（平成２９年）１月１日から行うことができる。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、２０２２年（令和４年）４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４条第２項から第４項に規定する助成金に係る交付申請の手続きは、２０２２年（令和４年）１月１日から行うことができる。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、２０２３年（令和５年）９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の前にされた改正前の第７条の規定による申請については、なお従前の例による。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 県外からの宿泊延べ人数 | 大会･学会･会議等 | スポーツ大会 |
| ３０　～　　　４９人 | ３万円 | ― |
| ５０　～　　　９９人 | ５万円 | ２万５千円 |
| １００　～　　１９９人 | １０万円 | ５万円 |
| ２００　～　　２９９人 | ２０万円 | １０万円 |
| ３００　～　　３９９人 | ３０万円 | １５万円 |
| ４００　～　　４９９人 | ４０万円 | ２０万円 |
| ５００　～　　６９９人 | ５０万円 | ２５万円 |
| ７００　～　　９９９人 | ６０万円 | ３０万円 |
| １０００　～　１９９９人 | ７０万円 | ３５万円 |
| 　　　２０００　～ | ８０万円 | ４０万円 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| コンベンション参加人数 | シャトルバス　上限台数 |
| 30～35人 | １台まで |
| 36～70人 | ２台まで |
| 71～105人 | ３台まで |
| 106～140人 | ４台まで |
| 141人～ | 5台まで |

※1コンベンションあたりの上限は25万円とする。

別表３

|  |  |
| --- | --- |
| プレ・ポストプログラム参加人数 | プレ・ポストプログラム　上限台数 |
| 25～35人 | １台まで |
| 36～70人 | ２台まで |
| 71～105人 | ３台まで |
| 106～140人 | ４台まで |
| 141人～ | 5台まで |

※1コンベンションあたりの上限は25万円とする。